(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月26日

高松市長 大西 秀人 殿

提出者

住 所 香川県高松市屋島西町2105番17 氏 名 香川県厚生農業協同組合連合会 屋島総合病院 病院長 斉藤 誠 電話番号 087-841-9141

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	香川県厚生農業協同組合連合会 屋島総合病院
事	業場の所在地	香川県高松市屋島西町2105番17
計	画 期 間	令和7年度 令和7年4月1日~令和8年3月31日
当計	亥事業場において現に行っ	っている事業に関する事項
	①事業の種類	医療業
	②事業の規模	279床
	③ 従 業 員 数	449名
④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程		使用済み(特別管理作業廃棄物)→㈱kankyo(収集運搬)→丸福工業(中間処理(焼却))→㈱富士クリーン、番の州エコサービス㈱、㈱西日本アチューマットクリーン(最終処分(埋立))

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 (図1) のとおり

※マニフェストによる輩出した特別管理廃棄物の管理を徹底し、不適正処理の防止と処理過程における事故の防止に努めたい。

また、収集運搬業者、処理業者の許可証の確認を行い適正な取り扱いに努めたい。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	① 現状	【前年度(令和6年度)実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類		物の種類	感染性廃棄物	
		排	出	量	247. 51 t	t
		(これまでに実施した取組) □看護職を中心とした職員により研修会等にて減量に対する啓蒙 活動を行っている。				
		【目標】				
		特別管理	里産業廃棄	物の種類	感染性廃棄物	
		排	出	量	245. 00 t	t
	②計画	(今後実施する予定の取組) 継続的に医療材料の見直しに取り組み、合わせて効率的な使用を 工夫し、廃棄物の減量に努めたい。 必要な情報は都度院内周知する。				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

1117	Nが自然性来が、2月がに関する事情				
	①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取消 感染対策委員会が中心となり、分別について指導、教育を行っ きた。			
	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現在の取り組みを継続し、適正な分別の徹底に努めたい。			

自ら行う特別管理産	業廃棄物の再生利用に関する事項					
	【前年度(年度)実績】	【前年度(年度)実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類					
①現状	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
	(これまでに実施した取組)					
	【目標】	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類					
②計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
О П Ш	(今後実施する予定の取組)					
 自ら行う特別管理産	 業廃棄物の中間処理に関する事項					
	【前年度(年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
	(これまでに実施した取組)	(これまでに実施した取組)				
	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
	(今後実施する予定の取組)	(今後実施する予定の取組)				
		·				

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
	【前年度(年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類				
	①現状	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t		
		(これまでに実施した	取組)			
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類				
	②計画	自ら埋立処分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t		
		(今後実施する予定の取組)				
特別	川管理産業廃棄物の処理	!の委託に関する事項 				
		【前年度(令和6年度)実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
		全処理委託量	247. 51 t	t		
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t		
	① 現状	再生利用業者への 処理委託量	t	t		
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t		
		(これまでに実施した取組) 収集運搬を㈱kankyoに、中間処理(焼却)最終処理を丸福工 業㈱に委託している。				

(第5面)

		【目標】				
	②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
		全処理委託量	245. 00 t	t		
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t		
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t		
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t		
		(今後実施する予定の 収集運搬、中間処理 要であるため、業者へ	里(焼却)、最終処理につ	いては、設備投資が必		
		【前年度(令和6年度)実績】				
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業層 排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物	247. 51 t			
		(今後実施する予定の 今後も電子マニフェク)取組) 、トを継続して使用する。			
※ 事	手務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する 取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(図1) 組織管理図

